

公 募 公 告

「福井駅周辺商業エリアにおける観光消費拡大事業」運営・設営・広報業務について、企画提案書の提出を求めするので、次のとおり公告する。

令和8年4月8日

福井県知事 石田 嵩人

1 企画提案書の提出を求める事項

- (1) 企画提案書の提出を求める業務（以下「公告業務」という。）の名称
「福井駅周辺商業エリアにおける観光消費拡大事業」運営・設営・広報業務
- (2) 公告業務の内容
募集要領による。
- (3) 公告業務の履行期間
契約締結日から令和8年3月31日
(ただし、受託者との協議により変更する場合がある。)
- (4) 予算限度額
38,918千円（消費税および地方消費税を含む。ただし、消費税率は10%とする。)

2 企画提案書を提出する者に必要な資格要件

企画提案書を提出することができる者は、次の要件をすべて満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する者でないこと。
- (2) 福井県財務規則（昭和39年福井県規則第11号）第146条に規定する競争入札参加資格を有していること。ただし、福井県の競争入札参加資格を有していない場合においても、企画提案書等提出時点において、同条に規定する競争入札参加資格審査の申請を提出済みであれば、本件業務の参加資格を有するものとして取り扱うこととし、競争入札参加資格審査の結果、資格がないと認められた時点において本件業務における参加資格を喪失するものとする。
- (3) 参加資格認定の日において、現に県の指名停止措置を受けていないこと。
- (4) 参加資格認定の日において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てまたは破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続開始の申立てが行われている者でないこと。
- (5) 県税に滞納がない者であること。
- (6) 提案を求める業務と同種または類似の業務を履行した実績を有する者であること。
- (7) 次のアからオまでのいずれにも該当しない者であること。
 - ア 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員またはその支店もしくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規

定する暴力団員をいう。以下同じ。)である者

- イ 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)または暴力団員が経営に実質的に関与している者
- ウ 役員等が自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員の利用等をしている者
- エ 役員等が暴力団もしくは暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど直接的もしくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、または関与している者
- オ 役員等が暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

3 手続き等

- (1) 担当課(問い合わせ先および書類の提出先)

〒910-8580

福井県産業労働部商業・市場開拓課 商業・サービス業グループ(担当 杉本)

TEL: 0776-20-0369

FAX: 0776-20-0645

E-mail: syokai@pref.fukui.lg.jp

- (2) 募集要領等の配布

『福井駅周辺商業エリアにおける観光消費拡大事業』運営・設営・広報業務委託企画提案の募集要領(以下「募集要領」という。)および委託契約書(案)は、令和8年4月8日(水)から同年4月16日(木)までの間に、(1)の担当課またはインターネット上の「福井県産業労働部商業・市場開拓課ホームページ」にて配布する。

ただし、(1)の担当課での配布については、土曜日、日曜日および国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する祝日を除く9時から17時(12時から13時までの間は除く。)とする。

- (3) 参加申込書、企画提案書等の提出

3の(2)により配布する募集要領に示すところによる。

- (4) 質問の受付

3の(2)により配布する募集要領に示すところによる。

4 委託先候補者の選定等

3の(2)により配布する募集要領に示すところによる。

5 その他

- (1) 本件業務の提案への参加に係る一切の費用は、提案者の負担とする。
- (2) 提出された企画提案書等は返却しない。
- (3) 本件業務の詳細は3の(2)により配布する募集要領に示すところによる。